

第1章 まちづくりの理念と将来イメージ**1 まちづくり基本理念**

豊かな自然環境、古から伝承される歴史や伝統文化、住民の温かく素朴な人柄、これらが本町の特徴であります。これら地域の財産を生かし、住民同士が互いに助け合いながら、過疎地での暮らしを営んでいます。

こうしたまちを住みやすいと感じ、今後も住み続けたい、訪れたいと思えるまちとしていくため、町民みんなが力をあわせ、本町の特徴を最大限に生かして、みんなが幸せを実感できるまちを育んでいきます。

2 将来イメージ

まちづくりの基本理念に基づき、東栄町がめざすまちの将来イメージを「山のめぐみを受け ともに築く彩りの里」とします。

地域資源を活用し、住民の知恵と力を生かして、協働・共助のまちづくりを進め、幸せを実感できる最先端の田舎になることを目指します。

「山のめぐみを受け ともに築く彩りの里」
～幸せを実感できる最先端の田舎を目指して～

第2章 まちづくりの基本目標

基本理念と将来イメージを実現するため、各分野におけるまちづくりの基本目標を次のように設定します。

基本目標

1

支えあう健康福祉のまちづくり

高齢社会に対応し、住み慣れた地域で健康な生活を送ることができるように保健・医療・福祉施策を強化していくとともに、若い人が住み、子どもを産み、育てたいと思えるように子育て支援を強化し、地域で互いに助け合い、支え合うことができる健康福祉のまちづくりをめざします。

基本目標

2

豊かな文化と心を育むまちづくり

将来、子ども達が町内外で活躍できる人となるように、学校教育をはじめ、生涯学習、生涯スポーツ、国際交流などの充実に努めるとともに、町への愛着と誇りを持てるように町の伝統や文化等の伝承を行うなど、次世代を担う人づくりに向け、豊かな文化と心を育むまちづくりをめざします。

基本目標

3

安全・安心に暮らせるまちづくり

地震対策や防火対策などを強化し、災害や火災からの被害を最小限に抑えるとともに、防災、消防・救急、交通安全・防犯対策の強化に努め、自助、共助、公助の役割分担で町民の生命と財産を守ることができる、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりをめざします。

基本目標

4

環境と暮らすまちづくり

森林や河川などの豊かな自然環境の保全や耕作放棄地の解消などを図り、田舎の風景を保全するとともに、ごみの減量化や分別による資源の有効利用、新エネルギーの活用など、環境への負荷を最大限抑えた生活を指向する環境と暮らすまちづくりをめざします。

基本目標

5

活力のあるまちづくり

農業、林業、商工業、観光の振興を図るとともに、各産業間の連携や付加価値の向上に取り組み、新たな産業や雇用が創造される活力のあるまちづくりをめざします。

基本目標

6

定住・交流を支えるまちづくり

住み続けたいと思えるように、より快適な暮らしを実現できる良好な住環境や道路の整備、公共交通機関の充実を図るとともに、様々な世代の交流を通じて、若者等が住みたいと思えるように町の魅力を発信し移住促進を図るなど、定住・交流のまちづくりをめざします。

基本目標

7

協働によるまちづくり

様々な地域課題や多様化する公共サービスに対応するため、「まちづくりの主役は住民」という考えのもと、住民同士の助け合いや支え合い、町民等によるボランティア活動の促進、地域によるまちづくり活動の促進を図りながら、住民と行政の協働のまちづくりをめざします。

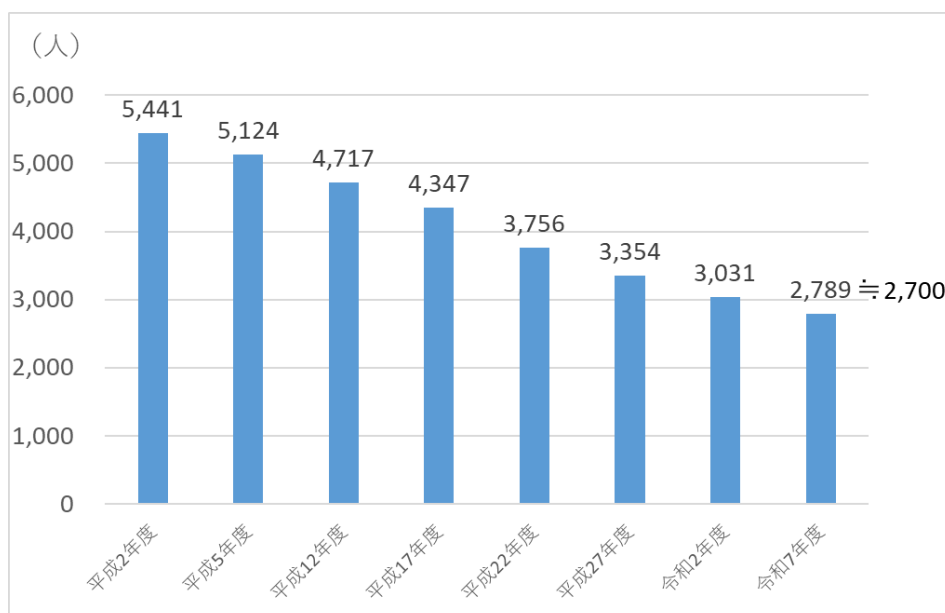
第3章 将来の人口

本計画の目標年次である平成37年（2025年）度の将来人口は2,700人を目標にします。

本町の魅力を高め、子育て世代を中心に新たな定住人口を呼び込み、社会増への転換を図るとともに、若い世代の結婚や出産、子育て支援等の充実による施策展開によって合計特殊出生率の上昇を図って子どもの出生数を増やし、人口減少の緩和を図り、平成37年度の将来人口を2,700人と設定します。

将来人口
平成37年度

2,700人

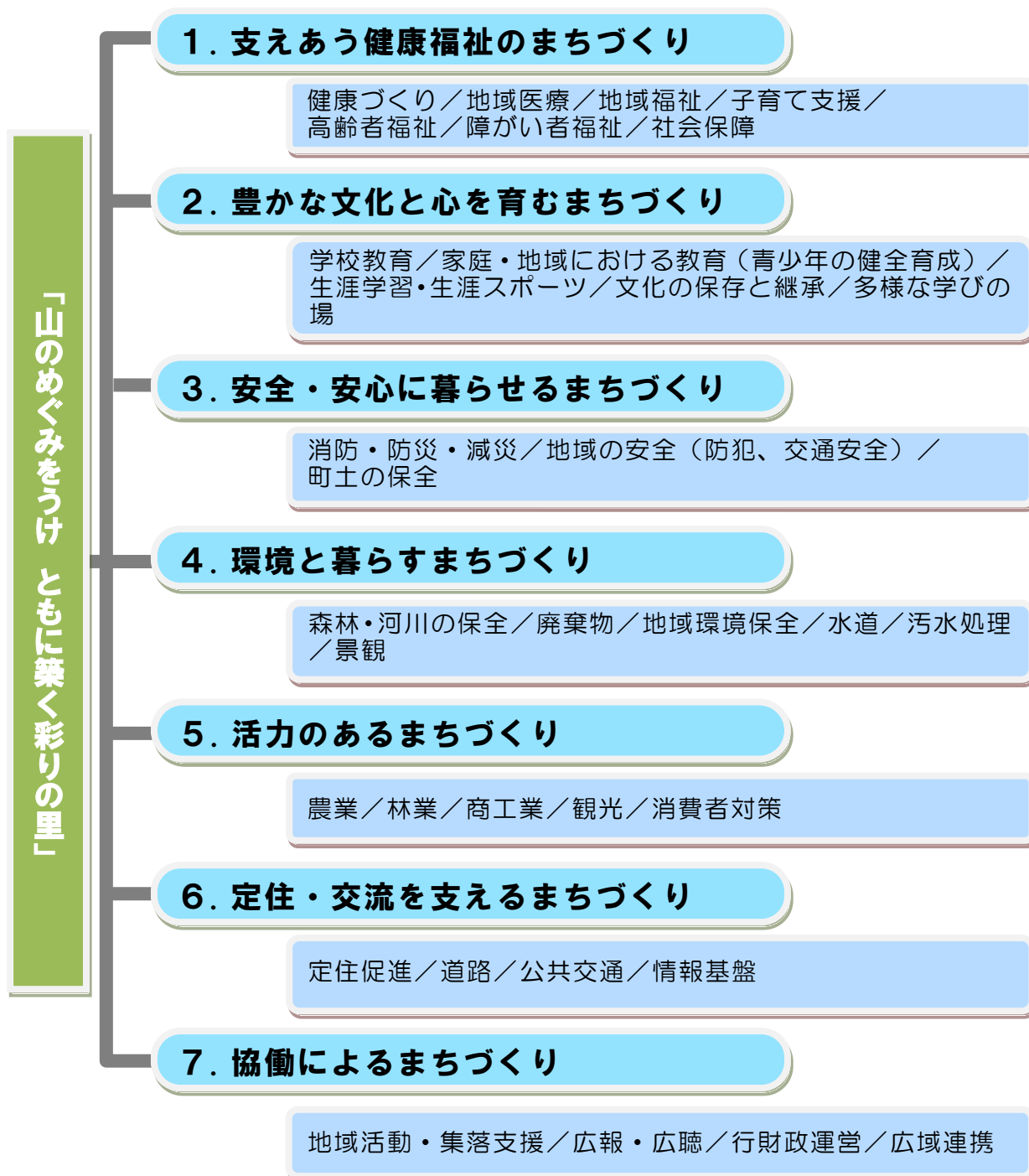


東栄町人口ビジョンにおける将来展望

第4章 土地利用

豊かな自然環境を保全しながら、交流や定住促進などに向けて積極的に活用を図るとともに、安全で住みやすい生活環境の形成、活力を高めるための基盤整備を行うなど、計画的に土地利用を進めます。

町の中心地域である本郷、下川地区に都市機能の集積を図る一方で、各地区が自立した地域運営を展開できるようにするため、地域の拠点に生活支援機能の集積を図るとともに、各地区間のネットワークを強化し、機能の分担や連携による効率的、効果的な土地利用を進めます。



1. 支えあう健康福祉のまちづくり

(1) 健康づくり

町民が健康づくりへの関心や意欲を高め、健康目標に向かって取り組むことができるように、ライフステージに応じた健康づくり活動や健診体制の充実等を図ります。

(2) 地域医療

町民が安心して質の高い医療を受けられるように、東栄病院の整備をはじめとした医療体制の充実を図るとともに、地域医療を支える人材の確保に努めます。

(3) 地域福祉

住民同士の支え合い、助け合いによる地域福祉活動を実践し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域福祉を推進する体制の充実を図りつつ、ボランティアの育成や地域福祉活動を実施する団体等への支援などに努めます。

(4) 子育て支援

子ども達が健やかに成長でき、また仕事や社会活動と子育てが両立できるように、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの充実を図るとともに、地域ぐるみで子育てができるような子育て体制づくりなど、安心して子育てができるような支援・相談サービス等の充実を図ります。

また、若者の出会いの場づくりなどを通じて、若い世代の結婚を支援します。

(5) 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民が集い、交流しながら地域で見守り、支え合える体制づくりを行うとともに、高齢者の暮らしを支えるサービス等の充実を図ります。

また、健康寿命を延ばすため、高齢者等が持っている知恵や経験などを活かし、生きがいを持って活躍できるようにするとともに、介護予防活動の充実等を図ります。

(6) 障がい者福祉

障がい者の自立と社会参画を促進するための支援を充実するとともに、日中活動の場の確保や居宅介護サービスなどの総合的な福祉サービスの充実を図ります。

(7) 社会保障

国民健康保険料の収納率の向上を図るとともに、健診の受診率の向上による生活習慣病の早期発見・早期治療などを通じて医療費の抑制を図ります。

また、生活困窮者等に対して自立支援に向けた相談体制の充実を図ります。

2. 豊かな文化と心を育むまちづくり

(1) 学校教育

小規模校としての特性を生かしたきめ細かな教育、保育園・小学校・中学校の連携教育により、一人ひとりの個性を伸ばすとともに、知・徳・体のバランスがとれた各種の教育に力を入れ、社会で活躍できる人材の育成に努めます。また、中高一貫教育を進めている田口高校との連携を密にしていきます。

県内外高校への就学を支援するとともに、教育環境を整えるため、小中学校の施設や設備の充実を図ります。

(2) 家庭・地域における教育（青少年の健全育成）

家庭教育力の向上を支援するとともに、地域で子どもの健全育成を図れるような体制づくりや場づくりを図り、郷土を愛する心の醸成に努めます。

(3) 生涯学習・生涯スポーツ

多様な学習ニーズに対応できるように、ボランティア等を活用しながら生涯学習講座の充実を努めます。また、誰もがスポーツを楽しむことができ、地域が一体となって取り組むことができるよう活動の充実を図ります。

総合社会教育文化施設の維持管理と利用促進を図ります。

(4) 文化の保存と継承

「花祭」をはじめとする町内に残る民俗文化や文化財の保存に向け、市民の愛護意識を高めるとともに、後継者の育成や保存・展示する環境整備を図ります。

(5) 多様な学びの場

多様な国際交流等を実施しながら、国際社会に対応できる人材の育成に努めるとともに、年齢や性別、国籍を越えて、人として認め合い、尊重し合い、誰もが社会の一員として能力を発揮し、仕事、家庭、学習、地域活動に取り組める多文化共生社会、男女共同参画社会の実現に努めます。

また、次代を担う子どもたちが、希望に応じて学力を強化できる仕組みづくりを進めます。

3. 安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) 消防・防災・減災

安心・安全な暮らしを支えるため、常備消防と消防団の体制強化を図ります。

また、南海トラフ巨大地震等の災害に備え、自助、共助、公助のそれぞれで防災体制の強化を図り、災害時には誰もが被害に遭わず生命と財産を守って避難することができる防災・減災対策を進めます。

(2) 地域の安全（防犯、交通安全）

設楽警察署、町民の暮らしを最前線で守る駐在所や郡防犯協会連合会等と連携しながら、町民の防犯意識や交通安全意識の向上を図るとともに、セーフティステーションを拠点に子ども達の登下校時や高齢者の見守り、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールなどを実施し、犯罪や交通事故の未然防止に努めます。

また、カラー舗装、カーブミラーなどの交通安全施設の設置などを行い、交通事故の危険箇所の改善を図ります。

(3) 町土の保全

計画的に治山事業、砂防事業、河川改修等を行うように県への働きかけを行います。また、自然災害から町民の生命と財産を守るため、避難訓練等の住民の避難対策を強化します。

4. 環境と暮らすまちづくり

(1) 森林・河川の保全

豊かな森として森林を適正に管理するように、森林所有者へ啓発等を行うとともに、間伐材の有効利用等を図ります。

水生生物の生育や水害対策等のため、河川周辺の雑木撤去などを働きかけるとともに、河川の水質保全を図ります。

(2) 廃棄物

循環型社会の形成に向けて、広域でのごみ収集や処理体制について検討するとともに、ごみの減量化、資源リサイクルの推進を図ります。

(3) 地域環境保全

大気、水質、騒音、悪臭などの公害や不法投棄などから住民の生活を守るとともに、住民による環境美化活動の実施、新エネルギーの普及促進などを行うため、住民、事業者、行政が協働で取り組みます。

(4) 水道

安心・安全で安定した水の供給を図るため、水道施設の適正な維持管理や耐震化を図るとともに、安定・効率的な水道事業の経営に努めます。

(5) 汚水処理

河川の水質保全を図るため、下水道施設の長寿命化などの適正な維持管理を図るとともに、合併浄化槽の普及促進や適正な維持管理を促します。

また、処理施設を有効活用して、子どもの遊び場や憩いの場などの整備を図ります。

(6) 景観

まちの魅力向上を図るため、自然資源や歴史文化資源などを生かした特色のある景観づくりを、住民等と協働で進めます。

5. 活力のあるまちづくり

(1) 農業

耕作放棄地の解消に向け、担い手への農地の集積や新規就農者への貸し出しなどを行うとともに、農業を通じた観光・交流、特産品の開発などを実施し、農地の保全と農業後継者の育成支援を図ります。

また、水路や農道など老朽化する農業用施設の維持管理を図ります。

(2) 林業

森林の保全・再生に向けて、森林組合の経営基盤の強化と林業従事者の確保・育成に努めつつ、木材流通の改善に努めます。また、安全に林業施業が実施できるよう林道の開設及び維持管理等を図ります。

(3) 商工業

定住促進に向け、企業の誘致や存続対策を実施するとともに、起業家支援や6次産業化支援の充実に努めます。また、住民が安心して暮らしていけるように既存の商業サービスの維持などに向けた支援に努めます。

(4) 観光

観光振興に向けて、観光資源の発掘や磨き上げを行いつつ、観光協会を設立し、魅力的なイベントやツアーの企画、観光PR・プロモーション活動等を実施するなど観光推進体制を強化します。

(5) 消費者対策

消費者トラブルを防ぐため、相談体制の充実や消費者への啓発活動を強化します。

6. 定住・交流を支えるまちづくり

(1) 定住促進

定住促進に向けて、町営住宅の適正な維持管理を図るとともに、空き家を活用して移住希望者が入居できる住宅の確保を図ります。

また、次代を担う若者の定住を促進するため、若者が住みたくなる住宅を整備していくとともに、仕事情報の発信をはじめ、定住のための支援策の充実に努めます。

(2) 道路

町道の橋や舗装、側溝、法面などの適正な点検や改修等を行うとともに、通学路等において歩行空間を確保するなど、町道の安全性を図ります。

道路沿いの立木の伐採を行い、危険の除去と景観の向上を図ります。

集落等において町道の舗装や草刈りなどの保全活動を行うなど、協働の道づくりを進めます。

国・県道の整備促進を働きかけ、交通利便性の向上を図ります。

(3) 公共交通

誰もが利用しやすい町営バスとして利用促進を図るため、利用者のニーズ等に応じた町営バスの運行を検討するとともに、バス世話人制度の充実など、住民が支えるバス運行を検討します。

鉄道の利用促進に向け、駐車場や駐輪場の充実に努めるなど、利用者の利便性を確保します。

(4) 情報基盤

北設情報ネットワークの維持を図りつつ、誰もが町内で情報収集や発信ができるようにw i - f i 環境の整備や情報教育の充実を図ります。

7. 協働によるまちづくり

(1) 地域活動・集落支援

自治区、地域づくり団体、ボランティアの活動を促進や外部人材との協働により、地域活動の活性化を図るとともに、行政と住民の役割分担のもと、集落の課題解決に向けての支援に努めます。

また、ふるさとの歴史を知り大切にする意識を高めることで、持続可能な地域づくりへの機運を高めます。

(2) 広報・広聴

協働のまちづくりを進めるため、住民と行政が情報を共有できるように、広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、わかりやすく行政情報を提供します。また、住民の意見を把握し、まちづくりにつなげられるように、キャッチボールトークや行政懇談会などの広聴活動の充実を図ります。

行政の情報システムの充実を図るとともに、情報セキュリティの対策強化を図ります。

(3) 行財政運営

限られた財源の中で効率的かつ効果的な行財政運営を進めるため、総合計画に基づいて事業の実績を評価し、事業の見直しを行う進行管理を実施します。また、行政課題や新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できるように、職員の育成と組織体制の強化を図ります。

老朽化した役場庁舎については、安心・安全の拠点として計画的な整備を進めます。

(4) 広域連携

本町だけでは解決できない課題やスケールメリットが追及できる産業振興、公共交通、消防・救急、環境衛生、医療福祉などの施策については、国、県及び周辺市町村との連携・協力を図り、多様な行政需要に効率的に対応できるようにします。